

令和7年度 福岡市認知症介護指導者養成研修生派遣概要（追加募集）

1 目的

認知症介護従事者が認知症についての理解のもと、本人主体の介護を行い、生活の質の向上を図るとともに、行動・心理症状（BPSD）を予防できるよう、認知症介護基礎研修、認知症介護実践者研修及び認知症介護実践リーダー研修を企画・立案し、講義、演習、実習の講師を担当することができる知識・技術を習得すること及び介護保険施設・事業者等における介護の質の改善について指導するとともに、自治体等における認知症施策の推進に寄与できるようになることを目的とする。

2 研修対象者

次の（１）～（５）の要件を満たし、現に勤務している介護保険事業所の長が適当と認め推薦した者に対し、認知症介護研究・研修東京センター（以下「センター」という。）が実施する認知症介護指導者養成研修対象者選抜考査の結果、研修対象者としてセンター長が認めた者。

- （１）医師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士、介護福祉士若しくは精神保健福祉士のいずれかの資格を有する者又はこれに準ずる者
- （２）以下のいずれかに該当する者であって、相当の介護実務経験を有する者
 - ①介護保険施設・事業所等に従事している者
（過去において介護保険施設・事業所等に従事していた者も含む。）
 - ②福祉系大学や養成学校等で指導的立場にある者
 - ③民間企業で認知症介護の教育に携わる者
- （３）認知症介護実践研修における認知症介護実践者研修（「痴呆介護研修事業の円滑な運営について」（平成12年10月25日老計第43号厚生省老人保健福祉局計画課長通知。以下「平成12年通知」という。）に規定する基礎課程又は「認知症介護研修等事業の円滑な運営について」（平成17年5月13日老計発第0513001号厚生労働省老健局計画課長通知。以下「平成17年通知」という。）に規定する実践者研修を修了した者を含む。）及び認知症介護実践リーダー研修（平成12年通知に規定する専門課程又は平成17年通知に規定する実践リーダー研修を修了した者を含む。）を修了した者（厚生労働省老健局計画課長通知より）
- （４）認知症介護基礎研修又は認知症介護実践研修の企画・立案に参画し、又は講師として従事することが予定されている者
- （５）地域ケアを推進する役割を担うことが見込まれている者

3 研修生の募集人数

1名

※応募人数が募集人数を上回った場合は、市において選考を行う。

4 申込み方法

(1) 必要書類

- ①受講申込書（別紙様式1）
- ②認知症介護指導者養成研修に係る推薦書（別紙様式2）
- ③認知症介護実践リーダー研修修了書の写し
- ④受講者選抜考査のための実践事例報告に関する提出書類（別紙様式3）
介護現場で受講者自身がかかわった認知症の人1事例についての実践事例報告（別紙様式3に3,000字程度で作成。ただし、図表は1点400字とみなす）

(2) 手続き

受講希望者は下記期限までに必要書類を事業者指導課へ郵送又は持参で提出

〇応募締切 令和7年6月20日（金） 12時00分 必着

5 研修期間

下記のいずれかの日程による。 ※第2回及び第3回のみ追加募集

日程	センターにおける前期研修	職場における研修(オンライン)	センターにおける後期研修
第1回	令和7年6月2日～6月13日	6月16日～7月25日	7月28日～8月1日
第2回	令和7年9月1日～9月12日	9月15日～10月24日	10月27日～10月31日
第3回	令和7年12月1日～12月12日	令和7年12月15日～ 令和8年1月30日	2月2日～2月6日

- ・センターにおける前期研修 : 2週間（土日を除く10日間）
- ・職場における研修 : 6週間（職場実習5週間、オンライン講義・演習30時間）
- ・センターにおける後期研修 : 1週間（土日を除く5日間）

6 研修場所

認知症介護研究・研修東京センター

〒168-0071 東京都杉並区高井戸西1-12-1 社会福祉法人 浴風会 内

7 費用

- (1) 受講料 : 230,000円
- (2) 教材費・災害傷害保険 : 5,000円
- (3) 交通費 : センターへの2往復分（前期と後期）
- (4) 宿泊費 : 1人1泊2,000円（センター宿泊施設の素泊まり料金）
- (5) その他 : 食事は各自で準備

※(1)～(4)は、予算の範囲内で補助予定。

※研修受講通知後に、受講者都合により、研修が未終了になった場合、補助は取消しとなり、全額受講者負担とする。

8 受講者の決定

令和7年7月下旬、事業所へ通知予定。